

納付が困難な場合は免除申請があります！

保険料を未納のままにしておくと、将来受け取る老齢年金や、障害年金が受けられない場合がありますので、納付が難しい場合は必ず免除の申請をしましょう（所得制限があります）。

※免除対象期間は、申請時点の2年1カ月前の月までです。
例）平成27年3月に申請した場合 → 平成25年2月までが免除対象期間

1. 本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の方
2. 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
3. 障害者または寡婦で、前年の所得が125万円以下の方
4. 震災・風水害・火災などの災害により、保険料を納めるのが困難な方
5. 指定されている学校の学生ではない方
6. 失業により、保険料を納めるのが困難な方

※6の場合は、雇用保険の「離職票」などが必要になります。詳しくは年金係までご相談ください。

～免除の対象となる方～



免除の種類	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除	30歳未満限定 若年者納付猶予
月額保険料 (平成27年度)	なし	月額 3,900円	月額 7,800円	月額 11,690円	なし
受け取る年金額 への影響は？	定額納付と比べると 2分の1を加算	定額納付と比べると 8分の5を加算	定額納付と比べると 4分の3を加算	定額納付と比べると 8分の7を加算	加算なし

～保険料の納め忘れにご注意ください！～

免除が承認されても、一部免除（3/4、半額、1/4）の方は減額された保険料の納付が必要です。納め忘れると、未納扱いとなってしまいます。



Q: 現在、学生ですが免除制度は申請できないのですか？

A: 指定する学校に在籍している場合は、**学生納付特例制度**に申請することができます。所得制限がありますので、詳しくは年金係までご相談ください。

後納制度(国民年金保険料の納付期限延長)は平成27年9月まで!!

後納制度とは、時効により納めることができなかった国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です。

ただし、老齢基礎年金を受給している方、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格期間を有している方は対象となりません。

- ◆ 将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。
 - ◆ 3年度以上さかのぼって保険料を納付する際には、加算金がかかります。
 - ◆ ご自身の年金記録については、ねんきんネット (http://www.nenkin.go.jp/n_net/) でご確認いただけます。
- ※ 後納制度による納付には事前審査が必要です。審査の結果、後納制度をご利用いただけない場合があります。

詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050
(050または070から始まる電話は、☎03-6731-2015)

または、コザ年金事務所 ☎933-2267 ※自動音声案内となっています。案内に従って番号を押してください。

平成27年4月から、国民年金保険料が変わります

平成26年度(月額) 15,250円 → 平成27年度(月額) **15,590円**

保険料納付は前納や早割がお得!

国民年金保険料を現金で前納すると、年間で**3,320円割引!**



現金で1年度分を
毎月納付

15,590円×12月 = 187,080円

現金で1年度分を
前納

183,760円

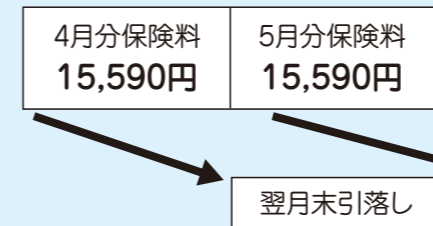
**3,320円
割引**

※現金払い(納付書)での前納は、1年度(12カ月分)や6カ月分だけではなく、任意の月分から年度末までの分を前納することも可能です。この場合、納付書が必要となりますので、コザ年金事務所までお問い合わせください。

月々の口座振替に早割制度があります。早割利用で月額50円割引!

口座振替を早割で申し込まれた方の初回は、前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2カ月分の保険料が引き落としとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。

【口座振替で毎月納付】



【口座振替を早割にすると】※5月分からの場合



※口座振替は月末引き落としです。月末が休業日の場合は、翌営業日に引き落とされます。

◆今まで口座振替していた方も早割に変更する場合には手続きが必要です。また、早割制度は随時お申し込みいただけます。

付加年金をご存知ですか?

毎月の国民年金保険料に付加保険料(400円)を上乗せして納めている方は、将来の年金額に毎年加算されます。付加年金は定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません。

受給額 = 老齢基礎年金額 + (200円×付加保険料納付月数)

〈例〉50歳から60歳まで付加保険料を納付すると

10年間(120月)で納付する額 …… 400円×120月 = 48,000円

1年間で受け取る付加年金 …… 200円×120月 = **24,000円**
(付加保険料納付月数)

受け取る年金額に
毎年加算されます!

付加保険料は、申し込んだ月分から納付ができます。ご希望の方は、市役所年金係でお申込みください。

ただし、次に該当する方は付加保険料を納付することができません。

- ① 現在、国民年金基金に加入している方
- ② 現在、保険料の免除・学生納付特例・若年者納付猶予を受けている方
- ③ 現在、第2号、第3号被保険者の方



保険料納付や口座振替に関する問合せ: コザ年金事務所 ☎933-2267 (自動音声案内)